

国民年金

問合先 国保年金課

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象

- 老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている人
- ・ 65歳以上
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税

- ・ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が909,000円（昭和31年4月1日以前生まれの人は906,700円）以下
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている人

- ・ 前年の所得額が4,794,000円以下

※扶養親族がいる場合、所得額の上限が異なります。

請求方法

- 新たに年金生活者支援給付金を受給する人：対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月初旬から順次送付されます。お知らせに同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、提出してください。来年1月5日までに請求手続きが完了した人は、令和7年10月分から受け取ることができます。
- 年金を受給しはじめる人：年金請求手続きと併せて手続きをしてください。

- 現在、年金生活者支援給付金を受給している人：支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号や暗証番号などを聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問合先 給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）☎0570054092

※年金生活者支援給付金の請求で困ったときは、問い合わせてください。



▲厚生労働省
ホームページ

オンライン年金相談

日本年金機構では、令和7年1月よりねんきんネットによるオンライン文書相談のサービスを開始しました。

本サービスは、マイナポータル経由でねんきんネットにログインし、入力フォームに相談内容を登録すると、後日、日本年金機構から回答が届くものです。現在、次の人を対象に限定して試行実施をしています。

- 海外に住んでいる人
- 聴覚や発話、身体などに障害があり、電話や年金事務所窓口での相談が難しい人

問合先 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号（☎05700588555）

※詳しくは日本年金機構のホームページ「ねんきんネット」によるオンライン文書相談の案内をご覧ください。

広告